

家計の安定的な資産形成に関する有識者会議

運営要領(案)

平成29年2月3日
有識者会議申し合わせ

(運営)

第1条 家計の安定的な資産形成に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)の議事の手続その他有識者会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(招集)

第2条 有識者会議は座長が招集する。

2 座長は、有識者会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

(議長)

第3条 座長は、有識者会議の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取)

第4条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 有識者会議は公開とする。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

(資料の公表)

第6条 有識者会議の資料は、公表するものとする。

(議事録の作成及び公表)

第7条 有識者会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。